

事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税等を軽減します

申告期間

令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)消印有効

※申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。
お早めに御申告いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、電子申告や申告書の郵送による申告に御協力くださいますようお願いいたします。期限間近になりますと、受付や問い合わせで窓口が混雑しますので1月15日(金)までの申告に御協力をお願いいたします。

◆事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税等の軽減措置

➤ 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和2年2月～10月の任意の連続する3ヶ月間**の事業収入が前年同期間と比較して30%以上減少している**中小事業者及び個人事業主(※1)**

※1 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(大企業の子会社等は除く)、資本又は出資を有しない法人で従業員数が1,000人以下、又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等

➤ 対象となる資産

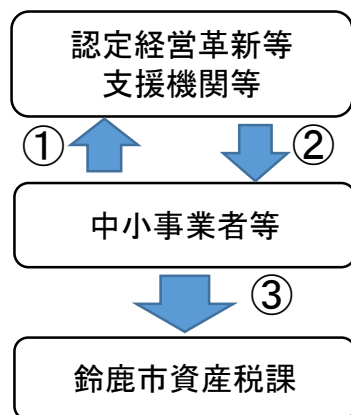
対象となる方が所有する事業用家屋及び償却資産

➤ 軽減される割合

令和3年度分の固定資産税・都市計画税を次の割合で軽減します。

対象税目	減少割合	軽減割合
固定資産税・都市計画税	50%以上	全額
	30%以上50%未満	2分の1

➤ 申告方法



①申告書に必要事項を記載し、添付書類と共に認定経営革新等支援機関等にて確認を受けてください。

②申告書の裏面の【認定経営革新等支援機関等確認欄】に記名・押印を得てください。

※認定経営革新等支援機関等の確認は日にちを要します。申告期限(令和3年2月1日)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。お早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

③確認を得た書類及び提出した書類一式の写しを添付し、**令和3年2月1日(消印有効)までに鈴鹿市資産税課まで提出してください。**

必要書類の詳細は
裏面へ

➤ 必要書類等

	必要書類(共通)	必要書類
事業用家屋のみ	(1) 申告書 (新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告) ※認定経営革新等支援機関等の確認印が押印されたもの (2) 収入が減少した事を証する書類(写) ※認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式	(3) 特例対象資産一覧 ※(1)の別紙を添付
事業用家屋 + 償却資産		(3) 特例対象資産一覧 ※(1)の別紙を添付 (4) 償却資産申告書 ※申告区分による詳細は「償却資産申告の手引」P.9を確認
償却資産のみ		(4) 償却資産申告書 ※申告区分による詳細は「償却資産申告の手引」P.9を確認

※各種申告書、申請書は鈴鹿市ホームページからダウンロードできます。

お問合せ先

事業用家屋に関する軽減措置について… **資産税課 家屋グループ**

償却資産に関する軽減措置について… **資産税課 管理グループ**

(共通) TEL:059-382-9007 FAX:059-382-7604

◆ 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の拡充・延長

中小事業者等が「生産性向上特別措置法」に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた先端設備等について、取得から3年間の課税標準額が零(ゼロ)になります。

この制度において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物が加えられました。

また、令和2年度までとなっている適用期間は令和4年度まで延長される予定です。先端設備等導入計画の申請方法等、詳しくは鈴鹿市産業政策課までお問い合わせください。

お問合せ先

先端設備等導入計画の申請方法等について… **産業政策課**

TEL:059-382-9045 FAX:059-382-0304

申告書の提出先

新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から申告書の提出は、郵送をご利用ください。

右の宛先を切り取り、封筒に貼っていただくこともできます。

※郵便料は申告者にて御負担ください。

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 総務部 資産税課 行